

# 「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

■ 下記の場合は、著作権者に無許諾で利用できます。

著作物	著作権の内容等	著作権法
<b>A. 保護期間の過ぎた著作物</b>	● 公有（public domain）といわれる。国民の財産とされ、無許諾で使える。	51～58条
1. 日本人の著作物	● 著作者の死後70年経過（死去の翌年の1月1日起算）すれば公有が原則。団体名義のものは公表後70年。	51条 53条
2. 外国人の著作物	● 海外著作物も日本の著作物と同様の保護がされているが（死後70年原則）、原著作者の他、翻訳者の二次的著作権がある場合が多いので注意が必要。また、第二次大戦前、大戦中刊行の連合国の著作物には戦時加算が最大約11年加算されるため、保護期間が長くなっているものもあり注意が必要。	58条
<b>B. 保護の対象にならない著作物</b>	● 憲法その他の法令など、著作物であっても国民に広く開放して利用されるものは、著作権法上の保護を受けない。	13条
<b>C. 「著作権の制限」規定により例外的に無許諾で利用できるもの（お話会等に関するもののみ）</b>	● 著作物の利用には著作権者の許諾を得るのが原則だが、全てに適用すると、文化的所産である著作物の円滑な利用を妨げることになるため、例外的に著作権者の権利を制限して、著作権者に無断で著作物を利用できるルール。	30～49条
1. 私的使用のための複製	● 家庭内など限られた場所における少数の複製は許されている。	30条
2. 図書館等における複製	● 図書館内において著作物の一部分のコピーを、1人につき1部提供すること。	31条
3. 学校その他の教育機関における複製	● 担任、授業を受ける者は授業に使う場合に限り、コピーすることができるが、部数及び態様が著作権者の不利益になるときは、この限りでない。	35条
4. 点字による複製等	● 営利・非営利にかかわらず、公表された著作物は点字により複製できる。	37条
5. 視覚障がい者等のための複製等	● 図書館、盲学校などでの視覚障がい者等のための録音・テキスト化等は認められている。ただし、同じ形式で作成されたものが市販されている場合や作成したものを他の目的で使うことは許されない。	37条3
6. 非営利の上演等 (上演、演奏、上映、口述、読み聞かせ等)	● 営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けず、かつ実演・口述する人（児童書を朗読する人）に報酬が支払われない場合に限り無許諾で利用できる。  ★なお、本手引きにおいては、実演・口述する人への交通費等の支払い、ボランティアの交通費・昼食代および資料費、会場費等のお話会の開催にかかわる経費に充当するために観客から料金を受ける場合は、無許諾で利用できることとします。	38条
7. 引用	● 公表された著作物は、公正な慣行（引用される部分が「従」で自ら作成する著作が「主」であること、引用文であることを明確に区分できること、出所の明示等）に合致した形であり、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内であれば、引用することができるが、争いになることの多い微妙な部分もあるので要注意！	32条
以上の「著作権の制限」により無許諾で利用できる場合でも、変形・翻案しての使用は原則として許諾が必要（1. 私的使用のための複製、3. 学校その他の教育機関における複製、を除く）。		50条
★右ページの「▲」を参照ください。		43条